いて、その下回る額に達するまでの額」に改め、同項第三号中「（当該権利の実行の手続が終了した日」を「（同日」に、「とき　当該権利の実行の手続が終了した日における」を「とき　供託されている」に改め、同項第四号中「とき　当該権利の実行の手続が終了した日における」を「とき　供託されている」に、「及び当該権利の実行の手続が終了した日」を「を控除した額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日」に、「残額」を「残額に達するまでの額」に改め、同条第二項中「次の基準日までに」を削り、同項第一号中「（当該払戻しの手続が終了した日」を「（同日」に、「とき　当該払戻しの手続が終了した日における」を「場合　供託されている」に改め、同項第二号中「とき　当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金の額から当該払戻しの手続が終了した日」を「場合　供託されている発行保証金の額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日」に、「残額」を「残額に達するまでの額」に改める。

第九条の三第一項中「日の」の下に「翌日の」を加える。

第十一条第二項中「又は」の下に「法第十六条第一項に規定する」を加える。

第三章中第十三条の前に次の一条を加える。

（第二種資金移動業及び第三種資金移動業における資金移動の上限額）

**第十二条の二**　法第三十六条の二第二項に規定する少額として政令で定める額は、百万円に相当する額とする。

2　法第三十六条の二第三項に規定する特に少額として政令で定める額は、五万円に相当する額とする。

第十四条を次のように改める。

（最低要履行保証額）

**第十四条**　法第四十三条第二項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業の種別（法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　次号に掲げる資金移動業の種別以外の資金移動業の種別　千万円をその資金移動業者が営む資金移動業の種別（同号に掲げる資金移動業の種別を除く。）の数で除して得た額（その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

二　第三種資金移動業（法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この号、第十七条第一項第一号及び第十七条の三第二項第二号において同じ。）（その資金移動業者が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合（法第四十五条の二第一項に規定する預貯金等管理割合をいう。第十七条の三第二項第二号において同じ。）が百分の百である場合に限る。）　零円

第十五条中「法第四十三条第一項の履行保証金につき供託をすべき資金移動業者が」を「資金移動業者がその営む資金移動業の種別ごとに」に改め、「この条」の下に「、次条第二項第二号」を、「事項」の下に「その他内閣府令で定める事項」を加え、同条各号を次のように改める。

一　当該履行保証金保全契約の対象とする資金移動業の種別

二　当該履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による命令を受けたときは、当該資金移動業者のために当該命令に係る額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであること。

第十六条第二項を次のように改める。

2　法第四十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　保険業法第百三十条に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他の内閣府令で定める者

二　割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者

第十七条第一項中「第四十六条の規定により」の下に「一の種別の資金移動業に係る」を、「（第三項」の下に「及び第四項」を加え、「次の基準日までに」を削り、同項第一号中「基準日における要供託額（法第四十三条第一項」を「当該種別の資金移動業に係る直前の算定日（第一種資金移動業（法第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業をいう。）にあっては各営業日をいい、第二種資金移動業（同条第二項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三種資金移動業にあっては法第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。以下この号において同じ。）における要供託額（法第四十七条第一号」に、「その直前の基準日」を「当該算定日」に、「履行保証金の額と」を「当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（供託されている履行保証金の額」に、「の合計額」を「及び信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）の合計額をいう。第三号及び第三項第二号において同じ。）」に、「当該」を「当該種別の資金移動業に係る供託されている」に改め、同項第二号中「資金移動業」を「当該種別の資金移動業」に、「第三項」を「第四項」に、「供託した」を「当該種別の資金移動業に係る供託されている」に、「から」を「から当該」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　当該種別の資金移動業の一部について権利の実行の手続が終了した場合　当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用の額を控除した額の範囲内において、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額

第十七条第一項第四号及び第五号を削り、同条第三項中「その」の下に「一の種別の資金移動業に係る」を、「第一項」の下に「及び前項」を、「当該」の下に「種別の資金移動業に係る」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の場合において、供託者は、次の各号に掲げる場合に応じ、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。

一　その一の種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合　当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の全額

二　その一の種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合　当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲内において、前項各号のいずれかに該当することとなった日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額

第十七条の次に次の二条を加える。

（第三種資金移動業に関し負担する債務の上限額）

**第十七条の二**　法第五十一条の三に規定する政令で定める額は、五万円に相当する額とする。

（履行保証金の供託等に係る特例）

**第十七条の三**　法第五十八条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| 第四十三条第一項 | 第四十八条 | 以下この項及び第四十八条 |
| 第四十三条第二項 | 前項各号 | 前項 |

2　法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。次号において同じ。）のみを営む資金移動業者　千万円

二　前号に掲げる者以外の資金移動業者（特例対象資金移動業以外に営む資金移動業の種別が第三種資金移動業（当該資金移動業者が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。）である者に限る。）　千万円

三　前二号に掲げる者以外の資金移動業者　六百六十六万円